

1 事業名

所沢市印鑑条例の一部改正

2 事業の概要

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正及び個人番号カードによる印鑑登録証明書の交付を窓口で行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令に伴う一部改正については、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

また、個人番号カードによる印鑑登録証明書の交付を窓口で行うことについては、神奈川県横浜市、大阪府大阪市等において、同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第32号 所沢市印鑑条例の一部を改正する条例

(印鑑登録証明の申請等)

第17条 略

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下同じ。）を添えて、印鑑登録証明書交付申請書により市長に申請することができる。この場合において、印鑑登録者は、市長が指定する電子計算機に暗証番号を自ら入力しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と、前項の規定による申請があつたときは個人番号カード及び印鑑登録原票の登録事項と印鑑登録証明書交付申請書を照合し、当該申請が適正であることを確認しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは印鑑登録証を添えた者に対してのみ、第2項の規定による申請を受けたときは印鑑登録者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に次に掲げるものを使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(印鑑登録証明の申請等)

第17条 略

- 2 市長は、前項の申請があつたときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、印鑑登録証を添えた者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第

- (1) 個人番号カード
- (2) 移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）

1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）
を使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。